

◆免責事項

1. 以下の損害は免責とします。

- (1) 台風、暴風雨、豪雨、落雷等の天災、火災、爆発、暴動等の不可抗力に起因する損害
 - (2) 近隣の土木工事、道路工事または車両の通行等の第三者の人為的な作用により、調査地の基礎地盤に予測し得ない外力が作用したことに起因する損害
 - (3) 地滑り、がけ崩れ、断層の活動、地割れ等の地盤もしくは地形の変動またはこれらに類似の予期できない自然環境の変化に起因する損害
 - (4) 対象建物及び表記土地の所有者または使用者による著しく不適切な維持管理、または通常予想される使用状態と著しく異なる使用および株式会社GIRの承認のない増改築等により対象建物自体の構造、面積等が変更された事に起因する損害
 - (5) ポーチ、テラス、犬走り、カーポート、門、ブロック塀、フェンスなどの外構やエクステリア部分のクラック、沈下、傾斜、転倒などの不具合とそれによる人的被害や損壊
 - (6) 地盤調査又は地盤補強工事の瑕疵に基づかない対象建物の埋設給排水管の亀裂・断裂等の損害
 - (7) 自然の消耗・摩擦・かび・さび変質変色その他類似の事象に起因する損害
 - (8) 契約当時実用化されていた技術では、回避することが不可能な現象又はこれが原因で生じた事故に起因する損害
 - (9) 動植物に起因する損害
 - (10) 株式会社GIR指定以外の業者、材料及び工法による施工に起因する損害
 - (11) 対象建物の施工瑕疵に起因する損害
 - (12) 保証申請時の提出書類等に不備、または虚偽の記載があった場合
 - (13) 対象建物の完了検査後の対象建物増改築工事、擁壁等を含む外構工作物工事等に起因する損害
 - (14) 擁壁及び擁壁下部地盤の損壊に起因する損害
 - (15) 地盤調査の際に異物（汚染物質、気体等を含む）の存在が発見できず、後日当該異物が原因で居住不能となったことに起因する損害
 - (16) 地下水の増減に起因する損害
 - (17) 造成時に法律に違反した工事がなされたことに起因する損害
 - (18) 不同沈下発生後、不同沈下を放置したことにより拡大した損害
 - (19) 表記保証期間が満了した後に発生した損害
 - (20) 対象建物敷地の宅地造成工事その他の掘削・埋め戻し工事に起因する損害
2. 地盤調査完了後に切り土・盛り土等が行われた場合は、免責とします。

※沈下事故が発生した際には、対象建物建築時の設計図書一式及び基礎工事写真を提出していただきます。これらの資料が提出されない場合には、保証金をお支払いできないことがありますので10年間の保管をお願い致します。

万一、事故が発生した場合には弊社までご連絡下さい。